

狭山市制施行 70 周年事業冠称・テーマ・ロゴマークの使用に係るガイドライン

本ガイドラインは、市制施行 70 周年事業の実施にあたり、市民や事業所、各種団体等が冠称・テーマ・ロゴマーク（以下「冠称等」という。）を使用する際の指針を示すものです。狭山市の 70 周年を広く PR するため、冠称等を活用いただき、狭山市制施行 70 周年を盛り上げていけるようご協力をお願いします。

1. 対象事業

市制施行 70 周年事業の基本方針に沿う事業で、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間に実施する事業が対象となります。

2. 冠称等の使用条件

以下の条件を全て満たす場合、使用できます。

- ・本市の信用や品位を損なう、又は損なうおそれがないこと
- ・自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用しないこと
- ・法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれがないこと
- ・特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用しないこと

3. 冠称等の名称及びデザイン等について

(1) 冠称

冠の名称は次のとおりとします。ただし、『狭山』の文字は省略することができます。なお、縦横の表示形式やフォント等の規定はありません。

- ① 狭山市制施行 70 周年
- ② 狭山市制施行 70 周年記念
- ③ 狭山市制施行 70 周年記念事業

(2) テーマ

テーマは『ともに未来へ』とします。なお、縦横の表示形式やフォント等の規定はありません。

(3) ロゴマークのデザインは、以下 5 種類とします。



《ロゴマーク使用上の遵守事項》

- ① 原図の縦横比のまま拡大・縮小して使用することはできますが、縦横比を変更しての使用はできません。また、配色を変更しての使用もできません。

- ② 取得したデータの第三者への転売又は譲渡はできません。
- ③ ロゴマークを使用した物品等の商標登録はできません。
- ④ ロゴマークの著作権は狭山市に帰属します。

4. 使用方法

冠称等を使用する場合は、LoGo フォームから届出をお願いします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出は不要とします。

- ① 市が使用する場合
- ② 報道機関が報道および広報の目的で使用する場合
- ③ その他、市長が適当と認める場合